

○津山工業高等専門学校名誉教授称号授与規程

〔昭和44年5月1日
規程第5号〕

改正 昭和54年4月1日規程第3号 昭和58年6月23日規程第7号
昭和59年12月17日規程第6号 昭和63年3月17日規程第5号
平成元年6月28日規程第10号 平成13年12月3日規程第5号
平成23年2月16日規程第27号 平成27年3月17日規程第6号
平成30年2月28日規程第4号 平成30年3月28日規程第6号

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条及び第123条の規定に基づく津山工業高等専門学校名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号授与については、この規程の定めるところによる。

第2条 名誉教授の称号は、次の各号の一に該当する者に対し授与する。

(1) 本校校長として、学校運営上、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者

(2) 本校に教授として20年以上勤務し、教育上又は学術上功績のあった者

(3) 前2号以外の者で、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者

2 前項第2号に規定する勤務年数を算定する場合において、本校の教授として7年以上を勤務した者については、本校の准教授（助教授）又は専任講師として勤務した年数及び他高専で教授として勤務した年数の3分の2、並びに本校の助教（助手）又は他高専での准教授（助教授）・専任講師若しくは助教（助手）として勤務した年数、国・地方公共団体及び独立行政法人等の教育研究機関において教育又は研究に従事した年数及び民間企業等において研究に従事していた期間のうち通算することが適当と認められる年数の2分の1を本校の教授として勤務した年数に通算することができる。

第3条 名誉教授称号記の書式は、別紙様式のとおりとする。

第4条 この規程の運用等については、別に定める。

附 則

この規程は、昭和44年5月1日から施行し、昭和44年3月28日から適用する。

附 則（昭和54年4月1日規程第3号）

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年6月23日規程第7号）

この規程は、昭和58年6月23日から施行し、昭和58年4月23日から適用する。

附 則（昭和59年12月17日規程第6号）

この規程は、昭和59年12月17日から施行する。

附 則（昭和63年3月17日規程第5号）

この規程は、昭和63年3月17日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（平成元年 6 月 28 日 規程第 10 号）

この規程は、平成元年 6 月 28 日から施行し、平成元年 1 月 8 日から適用する。

附 則（平成 13 年 12 月 3 日 規程第 5 号）

この規程は、平成 13 年 12 月 3 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 16 日 規程第 27 号）

この規程は、平成 23 年 2 月 16 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 17 日 規程第 6 号）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 2 項の規定の適用については、この規則の改正前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則（平成 30 年 2 月 28 日 規程第 4 号）

この規程は、平成 30 年 2 月 28 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日 規程第 6 号）

この規程は、平成 30 年 3 月 28 日から施行する。

別紙様式（第3条関係）

第 号	年 月 日	あなたは多年本校に勤務し教育、学術上特に功績があつたので学校教育法の定めるところにより津山工業高等専門学校名誉教授の称号を授与します。	校 印	年 月 日生	（氏名）	（本籍）	校 印
							津山工業高等専門学校